

## 登米市 人・農地プランについて

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等で協議されたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 30 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

### 記

#### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

登米市旧迫町、旧登米町、旧東和町、旧中田町、旧豊里町、旧米山町、旧石越町  
旧南方町及び旧津山町

#### 2. 協議結果をとりまとめた年月日

令和 5 年 3 月 30 日

#### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

対象地区名	法人経営体	個人経営体	集落営農 (任意組織)	地区内計
旧迫町	20 経営体	183 経営体	1 経営体	204 経営体
旧登米町	9 経営体	53 経営体		62 経営体
旧東和町	1 経営体	47 経営体		48 経営体
旧中田町	16 経営体	229 経営体		245 経営体
旧豊里町	17 経営体	84 経営体		101 経営体
旧米山町	37 経営体	154 経営体		191 経営体
旧石越町	4 経営体	58 経営体		62 経営体
旧南方町	18 経営体	156 経営体		174 経営体
旧津山町	2 経営体	7 経営体		9 経営体
合計	124 経営体	971 経営体	1 経営体	1,096 経営体

#### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手は十分にいるかどうか

担い手は確保されている

#### 5. 農地中間管理事業の活用方針

- ・地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人及び利用権の設定希望者に対して、農地中間管理機構の積極的な活用を推進し、担い手農家の経営規模拡大と経営の安定を図る。

- ・土地利用型農業により規模拡大を図る意欲的な担い手に対し、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を進める。

## 6. 今後の地域農業のあり方

- ・稲作をベースに、畜産と高収益の作物を基本とした園芸を振興し、高生産性・高収益実現のため複合経営を拡充する。
- ・生産から加工・販売までを組み合わせた取り組みや地域の食品産業との連携を推進する。
- ・登米ブランドの確立や特別な栽培方法によるこだわり産品の高付加価値化を目指す。
- ・就農に関する情報提供・相談活動、研修あっせん、経営指導などにより新規就農を促進する。

- ・農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月より、地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」が「地域計画」に名称が変わり、目標地図を含む「地域計画」を新たに作成することが義務付けられた。

「目標地図」は、高齢等で耕作ができなくなった際に、次の耕作者へスムーズに引き継がれるよう、10年後の1筆ごとの耕作予定者を示すもので、農地利用の将来図となるものである。

市では、法律に基づき、令和7年3月までに、地域・農業者・関係機関との協議を経て、地域計画を策定・公表し、取り組みを実行する。